

◇第四次消防基本計画 用語の解説

【英字】

eラーニング（P 68）

インターネットやコンピュータなどの電子技術を使って学習をおこなう方法。

ICT（P 54. 55. 62）

「情報通信技術」の略で、コンピュータ、インターネット、スマートフォン、通信ネットワークなどを活用して情報をやりとりする技術全般を指す。

KYT（P 45）

危険予知訓練。作業や職場にひそむ危険要因を発見し解決する能力を高める手法。

ローマ字の危険の K、予知の Y、訓練（トレーニング）の Tをとったもの。

SNS（P 53. 61. 63. 72. 74）

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略でインターネット上で人と人がつながり、交流できるサービスのこと。

Net119 緊急通報システム（P 46）

音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語障がい者の方が、スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスし、火災や救急など必要な情報や位置情報を入力して、消防本部に 119 番通報することができるシステム。

【あ 行】

稲城市公共施設等総合管理計画（P 15）

公共施設等の老朽化による被害を未然に防ぎ、安全に使用するため策定された計画。

稲城市地域防災計画（P 21. 22. 26）

災害予防、災害応急対策およびその事前対策、災害復旧に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより災害による被害の軽減を図り、市民の生命・身体・財産を保護することを目的とした計画。

稲城市長期総合計画（P 4. 17）

稲城市が市政に関する長期的かつ総合的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、安定的かつ計画的なまちづくりを推進することを目的に策定された計画。

応急給水（P 60）

地震などの災害によって水道施設や配水管が被災し、断水が発生した場合に、一時的かつ臨機応変に行われる飲料水や生活用水を供給すること。

応急手当指導員養成講習（P 65）

応急手当（心肺蘇生、AED、止血など）に関する教育指導の専門家を養成・育成を目的とする講習。

【か 行】

顔の見える関係（P 14. 35. 75. 76）

地域や職場などで、お互いの名前、人柄、考え方、仕事内容などが分かり、信頼関係が築かれている関係性。

確認申請（P 48）

建築物の新築工事等の工事着手前に、特定行政庁もしくは確認検査機関に必要な書類を申請し、建築基準法等に適合しているか確認を受ける手続き。

家庭用燃料電池（P 20）

都市ガス・LPガスから取り出した水素と、空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させるシステム。

カーボンニュートラル（P 20）

温室効果ガスの排出量増加に伴う地球温暖化が原因の一つと考えられていることから、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指す計画。

管理権原者（P 53）

建物や施設の管理・運営に関する権限を持つ者。

激甚化（P 42. 65）

災害の規模や深刻さ、被害範囲が以前よりも大きくなり、より激しいものになること。

危険物施設（P 46. 49. 51）

消防法で定められているガソリン、灯油等の発火性または引火性物品等の危険物を一定の量以上貯蔵し、または取り扱う施設。

帰宅困難者対策（P 51）

帰宅困難者の安全・安心を確保するため、帰宅困難者に対する災害時の一斉帰宅の抑制、情報提供、保護、支援などを行う対策。

救急カンファレンス（P 35）

医師が患者の病態や治療について行う打ち合せや会議。

高規格救急車（P35）

救急救命士が救急救命処置などを行うために資機材を積載するスペースと、必要な構造・設備を有する救急車。

【さ 行】

災害関連死（P 43）

地震や洪水といった直接的な災害で死亡する「直接死」とは異なり、災害後の避難生活における体力的・精神的負担や、避難生活による持病の悪化、負傷の悪化などが原因で死亡すること。

災害時要支援者（P 75）

避難行動要支援者とも呼ばれ、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人など、自ら安全に避難することが困難な方々で、災害時に特別な支援を必要とする人々。

自主防災組織（P 3. 14. 22. 60. 61. 68. 70. 75. 76）

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成し、災害による被害の予防・軽減を目的とした組織。

地震自動解錠ボックス（P 60）

震度 6 弱以上の揺れを感知した場合に、ボックスの鍵が解錠されます。大地震が発生した際には、ボックスを開け内部に保管されている鍵と避難所設営マニュアルを利用することで、避難所を開設することができます。

住宅用火災警報器（P 56. 57）

住宅火災による犠牲者の低減を図るため、火災の早期発見を目的として、住宅の居室、台所、階段上部等に設置し、感知器そのものが音声やブザー音を発し、単体で動作する警報器。

消防 O A システム（P 46. 47）

災害や救急活動の報告・集計・統計をはじめとした査察業務、警防業務、予防業務などを支援することを目的としたシステム。

受援応援体制（P 43）

大規模災害時などに他の自治体や機関からの人的・物的支援を円滑に受け入れ、効果的に活用するための仕組みや、そのための計画や準備を指す。

上級幹部研修（P 65）

消防団員の幹部を対象に指揮・統率能力の強化、組織運営及び活動時の安全管理教育研修。

消防機動力（P 10. 14. 15. 17. 22）

消防隊員をはじめ、消防装備となるポンプ車、はしご車、救急車、消防活動に使用する資機材などを活用しての総合的な消防力を発揮する能力。

消防水利（P 33. 43. 46）

消防法第 20 条第 2 項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第 21 条第 1 項の規定により消防水利として指定したもの。

消防水利の充足率（P 42 図表）

消防水利の基準（昭和 39 年 12 月 10 日消防庁告示第 7 号）を基本として、消防長が定める消防水利整備基準に基づき、稲城市内を一辺が 250 メートルの正方形メッシュ方式区画（以下「区画」という。）で区切り、この区画の中に防火水槽 1 基、消火栓 3 基以上を配備する計画に対し、充足されている消防水利の割合。

消防組織法（P 3. 4. 58. 62）

市町村の消防機関の設置・運営やその活動の基本的な枠組みを定めた法律。

消防同意制度（P 48）

建築物（防火対象物）の安全確保のため、消防機関が建築計画の防火に関する規定について関係法令に適合しているかを審査し、消防用設備等に問題がないことをもって、建築に同意する制度。

消防ポンプ操法審査会（P 65）

市内八個分団の代表が消防操法の技術・規律・団結力等、日頃の訓練成果を競う。

消防力の整備指針（P 5 計画のあゆみ）

市町村が目標とすべき消防体制について、基本的な考えとその具体的な基準や内容について、国が定めた指針。

症例検討会（P 35）

集積された症例を、あらかじめ決められた基準を基に解析した上、今後どのように取り扱うか検討し、総括的な決定をする検討会。

消防出初式（P 75）

主に 1 月初旬に日本各地の消防が開催する、消防の仕事始めの行事。

水防訓練（P 65）

集中豪雨や台風による水災害に備え、救命胴衣着装、ボートの組立て、避難困難者救出訓練、漕艇技術を習得するための訓練。

性能規定（P 48）

消防設備の基準について、技術革新に対して柔軟に対応できるように国が示した基準。

【た 行】

ターゲット別の防災教育（P 61）

防災教育を「幼児」「小学生」「高齢者」など、学習者の年齢、特性、地域環境などの「ターゲット（対象者）」に合わせて内容や方法を調整する教育活動。

耐震性貯水槽（P 42. 43）

複雑多様化する火災や大規模地震災害に備え、消防水利の基準（昭和 39 年 12 月 10 日消防長告示第 7 号）、消防防災施設整備費補助金交付要綱（令和 7 年 4 月 1 日消防消第 125 号）に定める耐震性を有する貯水槽。

多言語通訳サービス（P 46）

外国人からの 119 番通報時に円滑に対応するため、電話通訳センターを介して 24 時間 365 日主要な言語で対応する電話同時通訳サービス。

地域防災力（P 22. 60. 62. 64. 65. 67. 69. 74. 75）

大規模災害時に地域全体の被害を最小限に抑えるために、住民の自助、地域コミュニティの共助、行政の公助が効果的に連携して機能する総合的な防災能力。

梯体操作（P 37）

はしご車のはしごを操作すること。はしご車の梯体基部には操作台が設置され、この操作台またははしご先端のバスケットに設置されている操作台で梯体をコントロールする。

土地区画整理事業（P 3. 18. 31. 32. 33）

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

【な 行】

南海トラフ巨大地震（P 65）

南海トラフとは、静岡県沖から九州沖にかけて南の海底に続く「プレートの境界」のことを指し、今後 30 年以内に高い確率で発生すると予測されている、非常に大規模な地震。

【は 行】

ハザードマップ（P 49. 51. 60）

洪水や土砂災害、津波などの自然災害によって、どこでどれくらいの被害が起こりうるかを予測し、地図上に示したもの。

非常用救急隊（P 16）

多発する救急事象に迅速かつ効率的に対応するため、119番通報等の入電内容から重症度・緊急度が高い救急要請に対応するため救急救命士や救急資格者等の暦日勤務者等で非常時に編成した救急隊。

避難所運営（P 22. 75）

大規模災害時に開設された避難所で、避難者が安全かつ快適に生活を送れるよう、受け入れ、生活環境の整備、物資の管理、衛生管理、そして避難者同士の協力や自治を促進する活動全般。

複合災害（P 3. 22. 24. 42. 53. 60）

自然災害が単独ではなく、複数発生すること。または複数の種類の災害が組み合わさって発生することで、被害が拡大・長期化・複雑化する現象。

防火対象物（P 13. 46. 52. 53. 54）

一定の用途・規模があり、人や財産を火災から守るために防火管理体制を整えなければならない建物等。

防火・防災管理者（P 53. 69）

防火対象物における火災や災害を防ぎ、被害を軽減するために必要な管理・指導を行う責任者。

防災アプリ（P 60. 61）

地震や津波、大雨などの災害発生時に、自治体や気象庁から発信される緊急情報を受け取るなど、災害対策を支援するスマートフォン用アプリ。

防災講話（P 60）

地域全体の防災力向上に貢献することを目的とした地震や水害などの災害に対する知識や避難行動、日頃の備えなどを学び、防災意識を高めるための講習会や講演会。

防災情報（P 61）

地震や大雨、台風などの自然災害から身を守るために、気象庁や自治体が発表する警報・注意報、避難情報などの情報全般を指す。

防災対策（P 21. 60. 61）

地震や台風などの災害による被害を未然に防ぎ、被害が発生した場合でも最小限に抑え、迅速な復旧を図るための一連の計画や行動。

【や 行】

要配慮者（P 54. 56）

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人など災害時に情報把握や避難行動、避難生活において特別な配慮や支援が必要となる人々。

予防技術資格者（P 48）

高度化・専門化する予防業務を的確に執行するため、総務省消防庁長官が定める資格試験に合格し、一定水準以上の予防業務経験を有するもの。